

株式会社立通信制高等学校設置認可等審査基準

相生市長（以下「市長」という。）が、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）の特例に関する措置に基づいて設置する学校（以下「学校」という。）の認可を行う場合には、同法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）同法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）及び高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号 以下「通信規程」という。）並びにその他関係法令の規定によるほか、この株式会社立通信制高等学校設置認可等審査基準により審査する。

（位置）

第 1 条 学校の位置は、教育上適切な場所に定めること。

（名称）

第 2 条 学校の名称は、設置する学校の目的等にふさわしいものであって、かつ既設校の名称と紛らわしくないものであること。

（教育施設）

第 3 条 通信教育の用に供する施設（以下「教育施設」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 実施校（通信規程第 3 条に規定する実施校で、本校及び分校を合わせたものをいう。）
- (2) 協力校（通信規程第 3 条に規定する協力校をいう。）
- (3) 指定技能教育施設（学校教育法第 4 5 条の 2 に規定する施設をいう。）

2 分校は、通信規程第 7 条及び第 8 条並びに第 9 条に規定する施設等を有すること。

（規模）

第 4 条 学校の収容定員は、学校規模の観点を留意した適切なものでなければならない。

（面接指導における生徒数）

第 5 条 同時に面接指導を受ける生徒数は、原則として 40 人以下とすること。

(教職員組織)

第6条 教諭のうち、その半数以上は専任であること。

- 2 事務職員の数は、生徒数が300人以下の学校においては2人以上とし、300人を超える場合は、400人までを加えるごとに1人を加えた数以上を確保していること。

(施設及び設備)

第7条 校地は、原則として自己所有であり、負担付でないこと。ただし、国や地方公共団体等の施設を20年以上の長期契約により借用するなど、長期にわたり安定して使用する条件を取得し、教育上及び安全上支障がない場合には、この限りでない。

- 2 校舎は、原則として自己所有であり、負担付でないこと。ただし、国や地方公共団体等の施設を5年以上借用する場合には、この限りでない。
- 3 校舎は、同一敷地内又は隣接する位置に設置するものとする。
- 4 運動場(屋内運動場を含む。)を備える場合は、原則として校舎と同一敷地内又は隣接する位置に設置するものとする。ただし、立地条件及び周囲の環境等により確保が困難であり、教育上及び安全上支障がない場合については、校舎敷地より通常の方法で片道1時間以内に到達できる場所に設置することができる。
- 5 運動場(屋内運動場を含む。)は、教育上及び安全上支障がないことが確実な場合に限り、他の学校等と共用することができる。
- 6 必要な教具(機械器具・図書・標本・摸型等)及び校具(机・椅子等)は、原則として自己所有とする。ただし、通常教育上支障がないと認められる設備に限り、借用とすることができる。

(資金)

第8条 設置会社は、学校の設置に係る負債がないこと。

- 2 学校等の施設及び設備又はこれらを整備するのに要する資金を有し、かつ、開設初年度の教職員人件費総額の2分の1以上に相当する額の資金を有すること。

(収支見込み)

第9条 開設年度から少なくとも3年間の学校運営に係る収支について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等生徒納付金収入、補助金収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

(認可)

第10条 申請者は、学校設置認可を受けようとする時は、市長に学校設置認可申請書を提出しなければならない。

2 市長は、適正な内容の申請書を受理した後に、相生市教育特区学校設置審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

3 市長は、審議会の答申の結果を踏まえ、当該申請内容についての認可の可否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附 則

この審査基準は、平成19年7月4日から施行する。